

# 草加市都市公園条例の一部を改正する条例素案の概要

## 1 草加市都市公園条例とは

草加市都市公園条例は、都市公園の規模の基準や公園施設の設置基準、行為の許可に関する事など、都市公園の設置や管理に関する内容を定めています。

## 2 改正の目的

平成29年6月15日に都市公園法とその施行令の改正が施行されました。

この改正により、地域の実情に応じて各市町村が条例で定めることとされた項目について、草加市の実情を踏まえて定めるため、草加市都市公園条例の一部を改正するものです。

## 3 施行期日

平成30年4月1日を予定しております。

## 4 改正の概要(1/2)

**改正①** 公園の運動施設面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合の制限を定めます。

現在の基準

都市公園法で規定  
⇒都市公園面積の  
「50/100を  
超えてはならない。」

法 平  
律 成  
改 29  
正 年

地域の実情に応じ、  
制限の値を条例で  
定めることになり  
ました。

**改正(案)**

<<運動施設率の制限>>

都市公園面積の

『50/100を超えてはならない。』

ただし、規則に定める条件を満たす都市公園は、

『70/100を超えてはならない。』

## 4 改正の概要(2/2)

**改正②** 市が認定した事業計画に基づき民間企業などが公園内に設置する建築物（公募対象公園施設）についての建蔽率（※）の特例措置を追加します。

※建蔽率とは、建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合です。

### 都市公園における建蔽率の特例

都市公園における建築物は、建蔽率に制限（2%まで）があります。

しかし、都市公園機能の増進や利用者の利便の向上が図られるとされる公園施設（建築物）は、建蔽率の制限の特例措置があります。

現行条例で定めている特例措置

特例措置の対象建築物		特例数値
種類	施設の詳細	
休養施設	休憩所など	+10% 又は +20%
運動施設	更衣室など	
教養施設	温室など	
災害応急対策施設	備蓄倉庫など	
高い開放性を有する建築物	壁を有しない休憩所など	上記特例数値 +10%
臨時に設置する公園施設	イベント用の施設など	上記特例数値 +2%

**改正（案）**



『公募対象公園施設』

現在の特例措置（+10%）の対象建築物に『公募対象公園施設』を追加します。

※左表に含まれる施設を除きます。